

島根あさひ社会復帰促進センター運営事業におけるモニタリング結果表(令和6年度)

1 各運営業務の履行状況

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		一時的な鍵の紛失、保安区域内への持込制限品の持込みなど
維持管理		該当なし
運営業務	総務	領置物品の破損・紛失
	収容関連サービス	給食への異物混入、書籍の誤交付
	警備	該当なし
	作業	該当なし
	教育	該当なし
	医療	該当なし
	分類事務支援	該当なし

2 違約金の対象となる事実

該当なし

3 功績のあった事実

物品の追加整備、矯正広報の実施など

4 全体的な傾向

事業契約書に基づく改善勧告を要するような要求水準等未達事案はなく、減額ポイント計上に至った事実の多くは、業務の疎漏によるものであった。ただし、要求水準未達状態の回復が速やかに行われているため、実害は生じていない。 また、功績事実として、物品の追加整備、矯正広報の実施などにより、センターの良好な運営に対する貢献があった。 全体としては適切な事業運営がなされているものと評価できる。
